

LGBT 問題についてお伺いします。

はじめに、LGBT の理解と支援についてです。

LGBT とは、性的マイノリティの総称のことで、Lは女性同性愛者を意味するレズビアン、Gは男性同性愛者を示すゲイ、Bは両性愛者を示すバイセクシュアル、Tは性同一性障害など、心と体の性が一致しなかったり、違和をもったりする人を指すトランスジェンダーと言われています。その他にも LGBTI とも言われています。

一人ひとりの人間の性的指向や性自認と呼ばれる心の性は、実に多種多様ですが、社会のなかには、「異性愛者」のほかにも、このような性的マイノリティの人もあります。

この人たちの占める割合は、イギリスでは全人口の 6%、約 470 万人、日本では人口の 5%、約 20 人に 1 人と言われています。

そして、欧米などでは、性的マイノリティを保護し、その人びとの人権を守り、社会的地位を向上させる施策の整備が進んでいます。

例えば、同性同士の共同生活を事実上、夫婦同様のものとして公認し、権利を保証する「登録パートナーシップ法」や「パートナーシップ契約」（市民契約法）を制定している国は、ドイツ、フィンランド、イギリス、フランスなど世界各国に広がっています。

また、NPO法人「EMA日本」によると、同性婚が認められる所は、19 カ国・地域。さらに、登録パートナーシップなどを持つ所は、25 カ国・地域とのことです。

すなわち、同性カップルの権利を保障する制度を持つ国と地域は、世界の約 20%を占めています。

また、本年、ベトナムがアジアで初めて同性婚を法律で認めたと報じられました。

一方、日本では、全国に先駆け、渋谷区で、同性カップルに「パートナーシップ証明書」を発行したり、宝塚市で「性的マイノリティ支援方策検討部会」が設置されるなど、徐々に取り組みが広がっています。

しかし、全体としては、周知が広がっていると言えず、誤解や偏見が根強く存在しています。

そのため、自分の自然な性的指向や性自認を否定的にとらえ、強い疎外感や社会不信、自己否定の気持ちにかられる人もいます。

このような状況は改善しなければなりません。

福山市人権推進課にいただいた「人権ポケットブック」には、次のように記されています。

「長い間、社会では『性』について、非常に固定的に考えられてきました。世の中には「男性」と「女性」しかおらず…それだけが正常で、そこから外れるものは異常だと考えられてきました。しかし、人間を単純に2つのパターンにわけ、それ以外を排除する考え方は、これに当てはまらない人々が苦しむ背景となっています。」

「ある人を、性的マイノリティである理由で差別したり、排除することなく、違いを認め、それぞれの人の生き方を尊重することが人権の基本です」としています。これらの指摘は極めて重要ではないでしょうか。

本市の「人権施策基本方針」には、「性同一性障害などに対する…新たな人権問題への対応が必要」とされていますが、本市も、性別や性自認、性的指向を理由とした、就労や住宅入居などの差別をなくし、生き方の多様性を認め合える仕組みが必要です。

性的マイノリティの人々への理解と支援について、市長のお考えをお示し下さい。また、生き方の多様性を認める条例制定や、支援体制が必要ですが、ご所見をお示し下さい。

次に、周知啓発について伺います。

新聞報道によると、市内でL G B Tの当事者らが集い、悩みを話し合う「会」が設立され、活動が始まっているとのこと。

性的マイノリティの人々が直面する課題はたくさんありますが、福山市内には、これまで、相談窓口や正しい知識を得る機会が、ありませんでした。

そのため、ある人は、性のあり方に違和感を持っても、誰にも相談できずに、自分が異常ではないか、と悩み続けていたそうです。

また、周囲の人々、とりわけ、家族や自分が性的マイノリティであることを打ち明けたとしても、理解を得られなければ、孤立し、孤独感を抱えていた、とのこと。

そのため、当事者同士で情報交換をしたり、当事者が啓発活動を行うことは重要な取り組みであり、今後、市が、積極的に支援することを求めますが、ご所見をお示し下さい。

また、L G B Tの問題は、正しい知識の普及が必要です。

市として、広報ふくやまと、ホームページ等を活用した市民への周知、市職員に対する講演会の開催、法務省が作成した啓発用DVDやパンフレットの普及などが必要ですが、今後の取り組みの具体

をお示し下さい。

さらに、市独自の、相談・支援窓口を設置、当事者支援のための、専門機関・団体との連携を行う事を求めます。

以上についてお示し下さい。

L G B Tの子どもについてお伺いします。

文部科学省は4月30日、LGBTの子どもについて、きめ細かな配慮を求める通知を小・中学校へ発出しました。

この通知は、●学校での支援体制、●医療機関との連携、●学校生活の各場面での支援などを示しており、具体例として、服装や髪形、更衣室、トイレの使用や、授業や水泳など、きめ細かな配慮を行うよう求めています。

これらの具体例の対応について深く認識するためには、まずは、学校現場で教職員や生徒に、LGBTの事を知らせるとともに、性の多様性を尊重し、すべての人間が個性豊かに「自分らしく」生きられる社会のあり方について、学習することが必要です。文科省の通知をどのように具体化するのか、ご所見をお示し下さい。

さらに、教職員への研修、正しい知識の普及のための教育現場用のパンフレットの配布と学習、などの取り組みを行うことを求めますが、お答えください。

また、生徒指導規程には、男子・女子の制服を図入りで解説している学校もあります。ある人は学生時代「服装や髪形を男女で分けて規定されることが不快だった」と話していましたが、文科省は「配慮」を求めています。

表記も含め、生徒指導規程を抜本的に見直すことを求めます。

以上について、お示し下さい。

リム・ふくやまの運営についてお伺いします。

福山市は、西町の商業施設について、ビルの運営を一括して大和情報サービスに委託しています。そして、同社は各種の業務を再委託しています。

このうち、施設運営維持管理業務は、大和情報サービスから東京

に本社があるシーレックスへ再委託され、同社からさらに、再々委託されています。

このような状態は、福山市契約規則に反するものであり、これまで、再三にわたって、再委託の解消を求めてきました。

2014年11月13日の決算特別委員会では、再委託のあり方について、「市内発注できるよう…業者に指導・協議する」旨の答弁でしたが、今年度の業務について再委託をどのように改善したのか、詳細をお示し下さい。

「平成26年度官公庁契約精義」によると、「随意契約に関する事務について、再委託は、●合理的で、必要性があるかどうか、●再委託を行うことにより、随意契約によることとした理由に矛盾や疑念を生じるものでないか、など、留意点を定めています。

大和情報サービスとの契約は、一種の特命随意契約と言えますが、再委託を繰り返している実態を鑑みると、同社は履行能力がないと、言わざるを得ません。

この状況を、どのように捉えておられるのか、認識をお示し下さい。

また、施設運営維持管理業務は、本市が大和情報サービスへ委託

することなく、市内業者へ直接発注すれば、経費を低く抑えられます。

これまでの再三の指摘にも関わらず、なぜ改善しないのか、理由をお答えください。

次に契約のあり方について、質問します。

福山市が作成した「委託契約事務の手引き」にはプロポーザル方式に関する契約について、記述があります。

そこには、「なぜプロポーザル方式を採用するのか」「契約手続きが適正に行えるのか」「競争性は確保されているのか」といった、判断基準があります。

今回の大和情報サービスとの契約は、選定委員会の最終選考で、1社しか参加しておらず、「競争性が確保されていない」状態です。

さらに、市策定の「財務会計ハンドブック」には、随意契約について「いったん運用を誤れば、相手方の固定化を招いたり、相手方の選定が、情実に流される恐れがあり、契約の公正さを失し、経費負担が増大する…ので、運用は厳正に行うこと」と、注意を喚起しています。

当契約は、福山市作成の「手引き」や「ハンドブック」に照らし

ても、契約締結時も、現段階も、異例な状態ではありませんか。

ご所見をお示し下さい。

また、同社との契約を、公正・公平・経費節減の観点から抜本的に見直すことを求めます。

以上についてお示し下さい。